

聖籠町告示第六号

聖籠町補助金等交付規則の全部改正に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十四年二月二十四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町補助金等交付規則の全部改正に伴う関係告示の整理に関する告示

(聖籠町自主防災組織活動助成金交付要綱の一部改正)

第一条 聖籠町自主防災組織活動助成金交付要綱(平成二十二年聖籠町告示第四号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第六条第三項中「第九条」を「第十三条」に改め、同条第四項中「第十条」を「第十四条」に改める。

(聖籠町交通安全対策事業費交付金交付要綱の一部改正)  
第二条 聖籠町交通安全対策事業費交付金交付要綱(平成九年聖籠町告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第八条中「第九条」を「第十三条」に改める。

(聖籠町職員福利厚生事業補助金交付要綱の一部改正)

第三条 聖籠町職員福利厚生事業補助金交付要綱(平成九年聖籠町告示第十九号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

(聖籠町集会用施設建設経費補助金交付要綱の一部改正)

正)

第四条 聖籠町集会用施設建設経費補助金交付要綱(平成

二十三年聖籠町告示第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第七条第三号を削る。

第九条中「第九条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

(聖籠町保護司連絡協議会補助金交付要綱の一部改正)

第五条 聖籠町保護司連絡協議会補助金交付要綱(平成九年聖籠町告示第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第三条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

(聖籠町遺族会補助金交付要綱の一部改正)

第六条 聖籠町遺族会補助金交付要綱(平成九年聖籠町告示第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第三条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

(聖籠町私立保育所運営費補助金交付要綱の一部改正)

第七条 聖籠町私立保育所運営費補助金交付要綱(平成十二年聖籠町告示第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第八条中「第九条」を「第十三条」に改める。

(聖籠町子どもの医療費一部負担金助成事業実施要綱の

一部改正)

第八条 聖籠町子どもの医療費一部負担金助成事業実施要綱（平成二十三年聖籠町告示第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

（聖籠町老人クラブ連合会補助金交付要綱の一部改正）

第九条 聖籠町老人クラブ連合会補助金交付要綱（平成九年聖籠町告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第四条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

（聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱の一部改正）

第十条 聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱（平成二十一年聖籠町告示百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

（聖籠町食品衛生事業費交付金交付要綱の一部改正）

第十一条 聖籠町食品衛生事業費交付金交付要綱（平成九年聖籠町告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第六条中「第九条」を「第十三条」に改める。

（聖籠町肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部改正）

第十二条 聖籠町肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱（平成二十二年聖籠町告示第十一号）の一部を

次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

（聖籠町スズメバチ駆除補助金交付要綱の一部改正）

第十三条 聖籠町スズメバチ駆除補助金交付要綱（平成二十三年聖籠町告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

（聖籠町生け垣づくり補助金交付要綱の一部改正）

第十四条 聖籠町生け垣づくり補助金交付要綱（平成二十一年聖籠町告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第六条中「第四条」を「第六条」に改める。

第八条中「第九条」を「第十三条」に改める。

第九条中「第十条」を「第十四条」に改める。

（聖籠町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の一部改正）

第十五条 聖籠町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成二十一年聖籠町告示第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第六条中「第四条」を「第六条」に改める。

第九条中「第九条」を「第十三条」に改める。

第十条中「第十条」を「第十四条」に改める。

（聖籠町農業災害補償制度普及対策交付金交付要綱の一部改正）

第十六条 聖籠町農業災害補償制度普及対策交付金交付要綱（平成十二年聖籠町告示第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第四条中「第九条」を「第十三条」に改める。

第五条第一項中「第十条」を「第十四条」に改める。

（聖籠町猛暑等被害対策資金利子補給金交付要綱の一部改正）

第十七条 聖籠町猛暑等被害対策資金利子補給金交付要綱（平成二十二年聖籠町告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第九条中「第九条第一項」を「第十三条」に改める。

第十条中「第十条」を「第十四条」に改める。

（聖籠町認定農業者会育成強化補助金交付要綱の一部改正）

第十八条 聖籠町認定農業者会育成強化補助金交付要綱（平成十四年聖籠町告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

（聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱の一部改正）

第十九条 聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱（平成二十三年聖籠町告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号。」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

（聖籠町中小企業人材育成事業補助金交付要綱の一部改正）

第二十条 聖籠町中小企業人材育成事業補助金交付要綱（平成十八年聖籠町告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

（聖籠町観光振興費補助金交付要綱の一部改正）

第二十一条 聖籠町観光振興費補助金交付要綱（平成十九年聖籠町告示第四百十四号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第三条中「第十一条第一項」を「第十六条」に改める。

第四条中「第九条」を「第十三条」に改める。

（聖籠町土地区画整理事業補助金交付要綱の一部改正）

第二十二条 聖籠町土地区画整理事業補助金交付要綱（平成十三年聖籠町告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第六条中「第九条」を「第十三条」に改める。

（聖籠町木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第二十三条 聖籠町木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱（平成二十年聖籠町告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

第六条第二項中「第四条」を「第六条」に改める。

第八条中「第九条」を「第十三条」に改める。

第九条中「第十条」を「第十四条」に改める。

（聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第二十四条 聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交

付要綱（平成二十三年聖籠町告示第十七号）

第一条中「昭和五十四年聖籠町規則第四号」を「平成二十三年聖籠町規則第三十三号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。